

目的税の使途について

入湯税

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に使う目的税です。

単位：千円

事業名	令和7年度 決算額		充当額	充当率
	事業費	うち一般財源		
消防施設等整備事業	173,729	25,635	6,611	25.8%
観光振興事業	65,217	65,217	39,330	60.3%
合計	238,946	90,852	45,941	

都市計画税

都市計画税は地方税法第702条の規定により、道路・公園などの都市計画事業及び、これらの事業を行うために過去に発行した市債の元利償還金に使う目的税です。

単位：千円

事業名	令和7年度 決算額		充当額	充当率
	事業費	うち一般財源		
街路事業 半田久居線及び雲出野田線 河芸町島崎町線	1,165,459 1,162,904 2,555	47,560 47,305 255	33,521 33,341 180	70.5%
公園事業 岩田池公園	161,178 161,178	9,259 9,259	6,526 6,526	
下水道事業 下水道事業会計繰出金	140,118 140,118	140,118 140,118	98,756 98,756	
公債費 一般会計 土地区画整理事業特別会計繰出金 下水道事業会計繰出金	3,011,162 123,486 123,446 2,764,230	3,011,162 123,486 123,446 2,764,230	2,122,274 87,033 87,005 1,948,236	
合計	4,477,917	3,208,099	2,261,077	

